

建設業許可・経営事項審査は 会社や自宅のパソコンから！

いつでも
申請

簡単

便利

ジェイシップ
JCIP

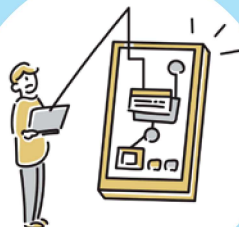
建設業許可・ 経営事項審査電子申請システム

※一部の行政庁では、受け付けていません。
(令和6年4月現在)



会社や自宅から申請

インターネットで申請・届出書類の
作成から提出まで完結されるので、
窓口への訪問や郵送の手間を省くことができます。



手戻り防止

エラーチェックや自動計算により
作成誤りがなくなり、
手戻りを防止できます。

申請書類作成時間の短縮

外部のアプリケーション等で作成した
データ(XMLデータ)が取り込めます。
また、前回作成データを利用することができ、
書類作成の時間を大幅に削減できます。

業務効率化

確認書類の取得や添付が不要

登記事項証明書や納税情報書類等の
確認書類の取得や添付が不要になります。
また、印紙の用意も不要になります。
※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。



国土交通省

ご利用の前にご確認ください

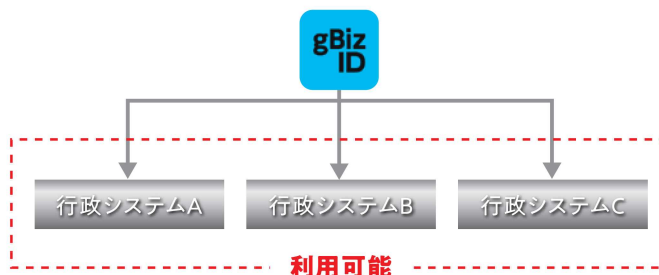
〈GBizIDアカウントでログイン〉

システムのご利用（ログイン）にあたっては、デジタル庁が提供する「**GBizID**」をそのままご利用いただけます。

「GBizID」をお持ちでない場合は、「**GBizIDプライム**」アカウントの取得または取得後に「GBizIDプライム」アカウントから作成した「**GBizIDメンバー**」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



〈対象となる手続きの範囲〉

建設業許可関係

許可申請

新規許可・許可換え・般特許可・業種追加・更新

変更等の届け出

事業者の基本情報・経營業務管理責任者・
営業所の専任技術者・営業所の代表者等

決算報告・廃業等の届け出

登録免許税・手数料の納付

許可通知書の電子送付

経営事項審査関係

経営事項審査申請

経営規模等評価・総合評定値

再審査申請

経営規模等評価・総合評定値

手数料の納付

結果通知書の電子送付

※行政庁により取り扱いが異なる場合があります。

〈取得・提出が簡素化される添付書類〉（令和6年4月現在）

●バックヤード連携により、提出が不要となる書類

・法務省（登記事項証明書）

対象：国土交通大臣許可・法人

・技術検定合格証明書

・監理技術者資格者証

・監理技術者講習修了証

・建設業経理士検定試験合格証明書

・建設業経理士CPD講習修了証

・経営状況分析結果通知書

※経営状況分析結果通知書は認証キーの入力・提出が必要です。



●添付の自動化により、提出が簡素化される書類

※事前の取得は不要になります。

・納税情報（法人税／所得税）

対象：国土交通大臣許可

・納税情報（消費税及地方消費税）

※納税情報の添付の自動化には、法人の場合はe-Taxの利用、
個人事業主の場合はマイナンバーカード及びカードリーダーが必要です。

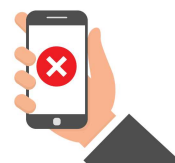
〈ご注意ください〉

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト：Adobe Acrobat Reader 等



ー JCIPに関するお問い合わせー

JCIPヘルプデスク TEL.0570-033-730（受付時間：平日9:00～17:00）